

健康増進法について



神奈川県保健福祉事務所・センター
保健福祉課 管理栄養士

令和6年8月作成

スライドの更新

- 健康増進法に基づく表示については、昨年度は、「食品表示法③(保健事項)(2) 栄養強調表示について」のスライドに掲載していましたが、今年度は独立したスライドとして作成しております。

健康増進法に基づく誇大表示の禁止

健康増進法

第65条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「**健康保持増進効果等**」という。）について、著しく**事実と相違する表示**をし、又は著しく**人を誤認させるような表示をしてはならない。**

<例1 ウェブサイトで>



<例2 店頭ポップで>



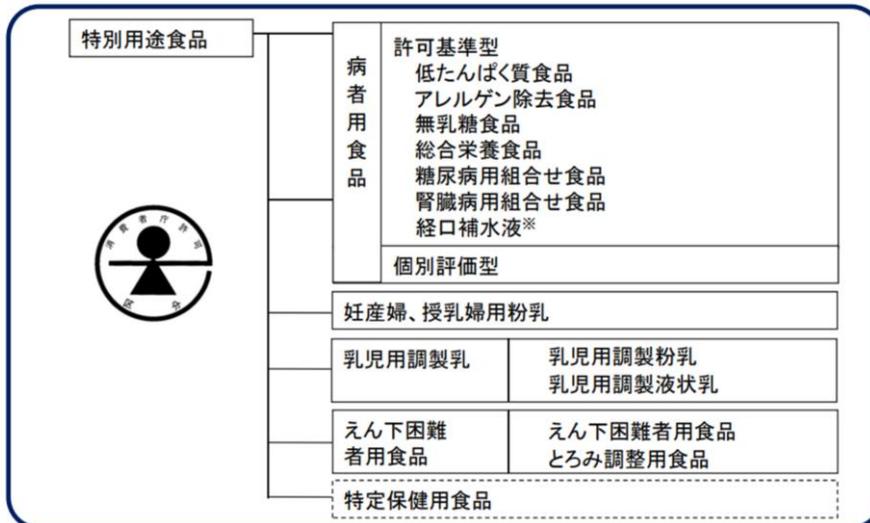
健康増進法第65条第1項は、健康保持増進効果等についての虚偽誇大表示を禁止しています。

これは、実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、一般消費者がその表示を信じ、表示された効果を期待して摂取し続け、ひいては適切な診療機会を逸してしまう事態を防止することを目的とするものです。

詳細は消費者庁ウェブサイトに掲載されている、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」をご確認ください。

特別用途食品とは

【現在の特別用途食品】



* 令和5年5月19日から追加。



3

○特別用途食品とは、乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うものです(特別用途表示)。

○特別用途食品として食品を販売するには、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければなりません(健康増進法第43条第1項)。

○表示の許可に当たっては、規格又は要件への適合性について、国の審査を受ける必要があります。

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について（抜粋）」

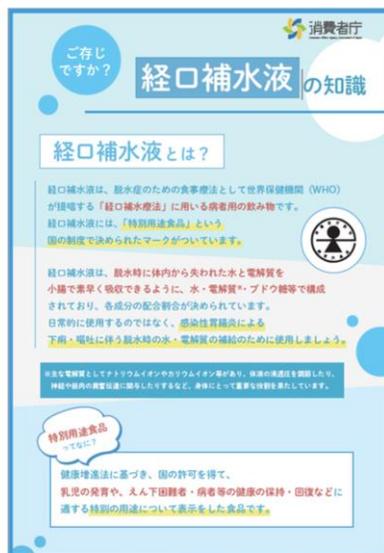
（令和5年5月19日消食表 第245号消費者庁表示企画課長通知）

1. 「経口補水液」と表示をして製品を販売するためには、特別用途食品の許可を得ること。
2. 熱中症に適した病者用食品として経口補水液を販売する場合は、特別用途食品の個別評価型病者用食品としての許可を得ること。



許可を得ずに表示をした場合、「内閣総理大臣の許可を受けなければならない」とする健康増進法（平成14年法律第103号）**第43条第1項の規定に違反**となります。

<参考：消費者庁作成リーフレット>



4

<最近の話題>

電解質組成を調製した清涼飲料水について、「経口補水液」との名称と共に、当該製品が特定の疾病のための食事療法上の期待できる効果の根拠が医学的、栄養学的に明らかにされていないのにも関わらず、広告その他の表示において、「脱水時」、「熱中症対策」等と記載することにより、あたかも脱水症状を起こしている人を対象とした病者用食品であるかのように表示している事例が散見されています。広告を含め、このような表示は、病者用などの健康の保持・回復等の特別な用途を食品に表示する場合は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないとする健康増進法（平成14年法律第103号）第43条第1項の規定に違反となります。

特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得したりするなど、速やかに対応を講じる必要があります（令和7年5月末まで）。

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について（抜粋）」
(令和5年5月19日消食表 第245号消費者庁表示企画課長通知)

3. 電解質組成を調製した清涼飲料水を、店頭POP、ポスター、説明会等で「熱中症対策」として使用する場合は、「熱中症対策」表示ガイドラインの改訂について」（平成28年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を参考にすること。

4. 販売店舗等において、特別用途食品としての許可を受けたものを清涼飲料水と区別せず同一の棚に陳列して販売する等により、消費者に対して、当該清涼飲料水が特別用途食品としての許可を受けたものと誤認されるような広告その他の表示をした場合、**健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれがある**ため、区別して陳列すること。

5

販売店舗等において、特別用途食品としての許可を受けたものを清涼飲料水と区別せず同一の棚に陳列して販売する等により、消費者に対して、当該清涼飲料水が特別用途食品としての許可を受けたものと誤認されるような広告その他の表示をした場合、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれがあるため、区別して陳列する必要があります。

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について（抜粋）」
(令和5年5月19日消食表 第245号消費者庁表示企画課長通知)

5. 経口補水液は病者用食品であることから、販売店等において、消費者が医師、管理栄養士等への相談、指導を得られる体制を構築することが望ましいこと。

6. 許可基準の新設については、特段、経過措置期間を要するものではないことから、特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得したりするなど、速やかに必要な対応を講じること。なお、許可手続きや包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、**令和7年5月末の間に、対応を終える**旨を「特別用途食品の表示許可等について」（令和5年5月19日消食表第237号消費者庁次長通知）に示したことから、貴管下関係者等に対して指導を行うこと。

6

詳細は消費者庁ウェブサイトに掲載されています。

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」（令和5年5月19日消食表 第245号消費者庁表示企画課長通知）：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_230519_03.pdf

「特別用途食品「経口補水液」販売時における陳列・掲示について」（令和5年11月20日 消費者庁食品表示企画課 事務連絡）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_20231120_01.pdf

最新情報は消費者庁ウェブサイトでご確認ください

誇大表示の禁止

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/



ホーム

本文へ 採用情報 申出・問合せ窓口 English 文字サイズ 標準 大

新着情報一覧 報道資料一覧 会議資料一覧 サイト内検索 検索 検索方法

テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

刊行物

消費者庁ホーム > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 表示対策 > 健康増進法(誇大表示の禁止)

健康増進法(誇大表示の禁止)

誇大表示の禁止について

健康増進法関連公表資料

- 健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(令和4年12月5日一部改定) [PDF:2.8MB] **NEW**
- 新旧対照表 [PDF:396KB]
- 食品として販売に供する物に関する健康増進法上の留意事項に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)(令和2年4月1日一部改正消費対第431号)[PDF:167KB]
- 新旧対照表 [PDF:164KB]
- 食品として販売に供する物に関する健康増進法上の留意事項に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項(令和2年4月1日一部改正消費対第433号) [PDF:232KB]

表示対策

- 景品表示法
- 景品表示法に関する情報提供・相談の受付窓口
- 家庭用品品質表示法
- 住宅品質確保法
- 健康増進法(誇大表示の禁止)
- 食品表示等問題対策専用ページ

7

詳しい内容・最新情報については、消費者庁ウェブサイトからご確認ください。

最新情報は消費者庁ウェブサイトでご確認ください

特別用途食品

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses



The screenshot shows the official website of the Consumer Affairs Agency of Japan. The page is titled "特別用途食品について" (About Special Dietary Foods). It features a navigation menu with categories like "政策" (Policy), "法令" (Regulations), and "刊行物" (Publications). The main content area includes a definition of special dietary foods, a list of current products, and a sidebar with related topics such as "食品表示" (Food Labeling) and "栄養や保健機能に関する表示制度とは" (Food Labeling System for Nutrition and Health Claims).

8

詳しい内容・最新情報については、消費者庁ウェブサイトからご確認ください。